

トピックス

北口和皇議員復職等への対応

本市議会による北口議員の資格決定(兼業禁止規定に抵触し「議員の資格を有しない」)を取り消す熊本県知事の裁決の結果、北口議員は3月26日にさかのぼり復職しました。このことに対する、市議会としての裁決以後の動きをご報告いたします。

熊本県知事へ裁決の見直しを求める申入書を提出

表決に至る審理への疑義、本市市議会全会一致の議決を無視した裁決は到底容認できないばかりか、今後の市政に与える影響は計り知れないものであったため、市議会は裁決の見直しを行うよう、7月25日と9月4日の2度にわたり熊本県知事へ申入書を提出しましたが、熊本県知事からは**いずれも裁決の見直しには応じられない**との回答がありました。

北口議員に対し社会的・道義的責任を引き続き追及する旨の決議案を全会一致で可決

今回の裁決で、これまでの北口議員による28件の不当要求行為等の認定及び本市議会による全会一致での3度の議員辞職勧告の重みが軽んじられるものではありません。本市議会では、9

月3日の本会議で「北口和皇議員に対し社会的・道義的責任を引き続き求めるとともに、市政への信頼回復に向け全力を傾注する決議」を全会一致で可決しました。

「都道府県知事裁決の適法性を争うことができる法的手段の創設を求める意見書」を全会一致で可決

地方自治法上では都道府県知事の裁決について処分庁(本件では本市議会)が適法性を争うことが現在認められていないため、9月28日の本会議で、法的手段の創設についての意見書を全会一致で可決し、内閣総理大臣、総務大臣に対して提出しました(本意見書については、下段の「可決された意見書(発議第23号)」をご覧ください。)。

本市議会としては、北口議員に対し社会的・道義的責任を引き続き追及するとともに、全議員が今一度、議員の職責の重さを十分に認識し、市政への信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

※これまでの北口議員の不当要求行為等に関する対応については、(平成27年12月号(VOL.17)、平成28年3月号(VOL.18)、平成29年3月号(VOL.21)、同年9月号(VOL.23)、同年12月号(VOL.24)、平成30年3月号(VOL.25)、平成30年6月号(VOL.26)をご覧下さい。
熊本市議会ホームページでもご覧になれます。

可決された意見書

市議会では、国会または関係行政庁に意見書を提出することで、議会としての意思を表明します。第3回定例会では、4件の意見書が可決(内2件が全会一致)されました。

発議第22号	学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書について
発議第23号	都道府県知事裁決の適法性を争うことができる法的手段の創設を求める意見書について

発議第22号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書について

本年6月18日午前7時58分に大阪府北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む5名が亡くなり、400名以上が負傷しました。特に、学校関係では、158人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負い、中でも、学校施設のブロック塀が倒壊して下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはなりません。

熊本市においても、同様の被害が起きないよう、市内の学校施設(小・中・高・幼稚園等)の点検、及び、児童生徒が利用する通学路等について点検を実施した結果、学校施設については、全144校(園)のうち51校(園)で危険又は建築基準法上の安全性が確認できないと判断されました。また、通学路等道路に面する民有ブロック塀については目視により、約7,000カ所で詳細調査が必要と判断されました。このため、熊本市では道路に面した市有施設のブロック塀撤去及びフェンス設置を図ることとしており、平行して、国の補助を受け学校施設のブロック塀撤去及びフェンス設置を検討しています。

よって、政府におかれては、通学路はもちろん道路に面するブロック塀の安全対策の強化と支援が引き続き重要であることから、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 道路に面した市有施設ブロック塀撤去及びフェンス設置経費に対する技術的・財政的支援、及び、一般家庭の塀であっても倒壊の可能性があるなど

の場合に支援できる制度を創設すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の効果促進事業(C事業)の積極的な活用を図ること。

2 学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事業の下限額について、複数校での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

発議第23号 都道府県知事裁決の適法性を争うことができる法的手段の創設を求める意見書について

本市議会は、地方自治法第127条第1項に基づき、同法第92条の2の規定に該当し、議員の資格を有しない旨の資格決定を行ったものの、当該議員からの審査の申立てによって、熊本県知事は本市議会がなした資格決定を取り消す旨の裁決を行いました。

ところで、地方自治法第92条の2の規定に該当するかどうかの判定にあたっては、高度な法的判断が必要になるところ、一般に、当事者間で法的判断の不一致が生じた場合には、司法上の解決が図られるべきであります。

この点、地方自治法上、都道府県知事の裁決が審査の申立てを棄却し、あるいは却下するものであった場合は、申立人が裁判所に出訴することができるにもかかわらず、都道府県知事の裁決によって市議会の決定が取り消された場合は、もはや市議会からその決定を争う法的手段は認められていません。

このような制度は、市議会の自主的な決定権を著しく阻害するものであり、地方分権の流れに逆行するものであります。

よって、政府におかれては、地方議会の自主性を確保し、地方分権を一層推進するため、地方自治法第127条第1項に基づく議会の決定に係る審査の申立てに関し認容裁決がなされた場合に、決定を行った議会がその裁決の適法性を争うことができる法的手段を創設されるよう強く要望いたします。